○国土交通省告示第百七十三号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十一条の五第四項の規定に基づき、認定を受けた者から名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
　変更前　有限会社網干総合自動車練習所
　変更後　株式会社網干総合教育センター
二　変更年月日
　平成二十九年十二月二十六日

○国土交通省告示第百七十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十五日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
苫小牧市字高丘四一番一九から同市字高丘一四番一九まで	前	最大 一〇四 最小 三八	八二三
	後	最大 一〇八 最小 二六	

○国土交通省告示第百七十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十五日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中部横断自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
静岡市清水区吉原字小川端一一六〇番二から同市清水区中河内字池城四六〇四番一〇まで	前	最大 二二二 最小 一一	七、七〇〇
	後	最大 二三二 最小 一一	

○国土交通省告示第百七十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十五日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　近畿自動車道尾鷲多気線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
三重県多気郡多気町色太字小鍋ヶ谷一一八九番二から同県多気郡多気町色太字小鍋ヶ谷一一九七番二まで	前	最大 六八 最小 二二	一二九
	後	最大 一〇六 最小 二二	

○国土交通省告示第百七十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十五日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
周南市大字下上字横屋一六〇三番三から同市大字下上字横屋一五八三番二まで	前	最大 四四 最小 二四	一三
	後	最大 四四 最小 二四	

○国土交通省告示第百七十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の十において準用する同規則第三条の十九の規定による届出があったので、同規則第六条の十において準用する同規則第三条の二十八の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第二百八号の一部を次のように改正する。

平成三十年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
㈠　登録年月日　平成十七年一月五日	㈠　登録年月日　平成十七年一月五日
㈡　登録番号　登特講第一号	㈡　登録番号　登特講第一号
㈢　氏名又は名称　一般財団法人日本建築防災協会	㈢　氏名又は名称　一般財団法人日本建築防災協会
㈣　住所　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号	㈣　住所　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号
㈤　法人である場合の代表者の氏名　坂本　功	㈤　法人である場合の代表者の氏名　岡田　恒男
㈥　登録特定建築物調査員講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人日本建築防災協会	㈥　登録調査資格者講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人日本建築防災協会
㈦　登録特定建築物調査員講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号	㈦　登録調査資格者講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号
㈧　登録特定建築物調査員講習事務を開始する年月日　平成十七年一月五日	㈧　登録調査資格者講習事務を開始する年月日　平成十七年一月五日